

## 香陵運動部支援委員会規約（案）

### （目的）

第 1 条 香陵同窓会は、沼津東高等学校の精神である文武両道の理念に基づき、運動部活動を支援し、もって運動部の振興と母校の発展に寄与するための委員会を設置する。

### （名称等）

第 2 条 委員会の名称及び事務局は、次のとおりとする。

名 称 香陵運動部支援委員会

事務局 沼津市岡宮 8 1 2 香陵同窓会内

### （事業）

第 3 条 香陵運動部支援委員会（以下「委員会」という。）は、次の事業を行う。

（ 1 ）「香陵運動部支援基金」の設置及びその管理運営

（ 2 ）その他目的達成に必要な事業

### （委員会の構成）

第 4 条 委員会に次の役員を置き、香陵同窓会員及び沼津東高校職員の中から選任する。

（ 1 ）委員長 1 名

（ 2 ）副委員長 2 名

（ 3 ）会 計 1 名

（ 4 ）事務局 2 名

（ 5 ）委 員 若干名

### （委員の委嘱）

第 5 条 委員長は、代表幹事会に諮って同窓会長が委嘱し、その他の役員は、委員長が選任し委嘱する。ただし、副委員長 1 名は、学校代表として教職員の中から、委員 1 名は香陵同窓会の理事から委嘱するものとする。

### （委員の任期）

第 6 条 委員の任期は、1 期 2 年とし、再任を妨げない。

### （補則）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この規約は、平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日から施行する。